

**平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 5 日までの間の暴風雨及び
豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害による
災害復旧資金の概要（福祉貸付事業）**

平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 5 日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害により被災された方の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

I 災害復旧資金について

1. 対 象 範 囲

平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 5 日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害（台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号等による一連の災害）により被災された社会福祉施設等の事業者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金 経 営 資 金	100%	70～80%

・「設置・整備資金」は 3,000 万円まで、「経営資金」は 2,000 万円まで無担保でのご融資が可能です。

3. 貸 付 利 率

貸付金の種類	災害復旧資金
設置・整備資金	全期間無利子
経 営 資 金	《当初 3 年間》無利子 《4 年目以降》基準金利同率

- ・貸付利率は契約締結時点の利率が適用されます。
- ・経営資金における 4 年目以降の貸付利率は償還期間によって異なります。
- ・保証人不要制度を利用する場合は利率に 0.05%が上乗せされます（無利子貸付の場合は 0.05%となります。）。
- ・貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償 還 期 間 (据 置 期 間)

○設置・整備資金

	災害復旧資金 (二重債務*となる方)	災害復旧資金	通常
償還期間	最長 39 年	最長 30 年	
据置期間	最長 3 年	最長 3 年	

・償還期間（据置期間）は貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 5 日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害の被災以前から、施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 5 日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

○経営資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長 15 年	最長 5 年
据置期間	最長 3 年	最長 6 か月

・償還期間が 10 年以内の場合は、据置期間は 2 年以内となります。

II 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付を既にご利用中で、平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 5 日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害（台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号等による一連の災害）により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面 6 か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により 6 か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

なお、医療施設に対する貸付もごさいます。

(問い合わせ先)

【融資のご相談】

(東日本) 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 TEL : 03-3438-9298 FAX : 03-3438-0659

(西日本) 大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL : 06-6252-0216 FAX : 06-6252-0240

(NPO 法人の方) NPO リソースセンター NPO 支援課 TEL : 03-3438-4756 FAX : 03-3438-0218

【返済猶予のご相談】

顧客業務部顧客業務課

TEL : 03-3438-9939 FAX : 03-3438-0248

平成 30 年北海道胆振東部地震にかかる 災害復旧資金の概要（福祉貸付事業）

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された方の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

Ⅰ 災害復旧資金について

1. 対象範囲

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された社会福祉施設等の事業者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金 経 営 資 金	100%	70～80%

・「設置・整備資金」は 1,000 万円まで、「経営資金」は 2,000 万円まで無担保でのご融資が可能です。

3. 貸 付 利 率

貸付金の種類	災害復旧資金
設置・整備資金	全期間無利子
経 営 資 金	《当初 3 年間》無利子 《4 年目以降》基準金利同率

- ・貸付利率は契約締結時点の利率が適用されます。
- ・経営資金における 4 年目以降の貸付利率は償還期間によって異なります。
- ・保証人不要制度を利用する場合は利率に 0.05%が上乗せされます（無利子貸付の場合は 0.05%となります。）。
- ・貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償還期間（据置期間）

○設置・整備資金

	災害復旧資金 (二重債務*となる方)	災害復旧資金	通常
償還期間	最長 39 年	最長 30 年	
据置期間	最長 3 年	最長 3 年	

・償還期間（据置期間）は貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

平成 30 年北海道胆振東部地震の被災以前から、施設及び事業を運営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、平成 30 年北海道胆振東部地震により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

○経営資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長 15 年	最長 5 年
据置期間	最長 3 年	最長 6 か月

・償還期間が 10 年以内の場合は、据置期間は 2 年以内となります。

II 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付を既にご利用中で、平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面 6 か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により 6 か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

なお、医療施設に対する貸付もごさいます。

（問い合わせ先）

【融資のご相談】

福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 TEL : 03-3438-9298 FAX : 03-3438-0659

（NPO 法人の方）

NPO リソースセンター NPO 支援課 TEL : 03-3438-4756 FAX : 03-3438-0218

【返済猶予のご相談】

顧客業務部顧客業務課 TEL : 03-3438-9939 FAX : 03-3438-0248